

(目的)

第1条 京都先端科学大学の産官学連携における共同研究・調査・試験(学外機関等からの研究者及び研究資金を本学に受け入れ、受け入れた学外機関等の研究者と本学が共同研究・調査・試験を実施するものをいう。)(以下「共同研究」という。)の取扱いについてはこの要綱の定めるところによる。

(受託)

第2条 共同研究は教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

(委託)

第3条 共同研究を実施しようとする者(以下「委託者」という。)は、研究・連携支援センター長(以下センター長という)を経由して副学長に願い出なければならない。

(契約)

第4条 副学長は、研究・連携支援センター運営委員会の審査を経て共同研究の受け入れが認められたとき、ただちに委託者との間に共同研究契約を締結しなければならない。

(共同研究費)

第5条 共同研究に要する経費の納入については、次のとおりとする。

- (1) 共同研究の受け入れが決定したときは、委託者は所要の経費を指定の期間内に京都先端科学大学に納入しなければならない。
- (2) 指定期間内に経費が納入されないときは、共同研究契約を取消すことがある。
- (3) 一旦納入された経費は、原則としてこれを返還しない。ただし、天災、その他やむを得ない事由により共同研究ができない場合には、その全部又は一部を委託者に返還することができる。

(産官学連携経費)

第6条 委託者から納入された共同研究費のうち30%を産官学連携経費とする。

(報告)

第7条 研究担当者は、当該共同研究が完了したときは、その旨をセンター長を経由して学長に報告するとともに、研究成果を委託者に報告するものとする。

(公表)

第8条 研究担当者は、当該共同研究の成果について一般に公表する必要があると認めたときは、センター長の承認を受けて研究担当者の名においてこれを公表することができる。ただし、知的財産権等の理由により公表に支障がある場合は、公表の時期、方法等については委託者と協議する。

(改廃)

第9条 この要綱の改廃は、研究・連携支援センター運営委員会、各学部教授会及び大学評議会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

この要綱は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。(組織の再編による改正他)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(大学名の変更等による改正)

附 則

この要綱改正は、令和元年10月1日から施行する(委託、契約、産官学連携経費、改廃手続の一部改正)。